

# 帯広市建築物における駐車施設の 附置等に関する条例の概要

帯 広 市

令和8年4月1日 都市政策課

# 帯広市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の概要

## 1. 条例の目的（条例第1条）

◆建築物における駐車施設の附置及び管理等について必要な事項を定めることにより、道路交通の円滑化を図り、都市機能の維持及び増進に寄与することを目的とする。

## 2. 対象となる区域（条例第3条、7条）

◆対象となる区域は**駐車場整備地区・商業地域・近隣商業地域**

※P7「帯広市駐車場附置条例対象区域図」をご覧ください。

◆建築物の敷地が複数の地域にわたるときは、当該敷地の最も大きな部分が属する地域に当該建築物があるものとみなして条例第3条の規定を適用します。

（例）商業地域 5,000㎡ + 第一種住居地域 2,500㎡ → 商業地域を適用

## 3. 対象となる建築物（条例第4条、5条） ※新築する場合

§ 特定用途および非特定用途とは

特定用途	駐車場法施行令第18条で規定する以下の用途のもの 劇場、映画館、演芸場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊戯場、ボーリング場、体育館、百貨店その他の店舗、事務所、病院、卸売市場、倉庫、工場及び共同住宅
非特定用途	上記以外のもので、住宅、学校、図書館、寄宿舍、寺院など

### ■一般附置の条件

駐車場整備地区 商業地域 近隣商業地域	特定用途 (共同住宅を除く)	特定用途の延べ床面積 <sup>※①</sup> > 1,000㎡
	共同住宅及び非特定用途	(共同住宅及び非特定用途の延べ床面積) × 1/2 <sup>※②</sup> > 1,000㎡
	特定用途と共同住宅及び非特定用途	①+② > 1,000㎡

◆非特定用途に供する建築物のうち、学校教育法第1条に規定する学校及び児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設について、市長が特に駐車施設を附置する必要がないと認めた場合は附置義務がありません。（規則第2条）

### ■荷さばき附置の条件

駐車場整備地区 商業地域 近隣商業地域	特定用途の床面積 > 2,000㎡
	共同住宅の床面積 > 2,000㎡かつ50戸以上

◆代替措置等により設ける荷さばきのための駐車施設で市長が認めた場合は、当該建築物に附置したものとみなすことができます。（条例第5条）

## 4. 台数を算定する基準値（条例第4条、5条、5条の2、5条の3、8条）

### ■一般駐車施設

駐車場整備地区 商業地域 近隣商業地域	◎百貨店その他の店舗の用途に供する部分 150㎡ごとに1台
	◎特定用途（百貨店その他の店舗及び共同住宅を除く。）に供する部分 200㎡ごとに1台
	◎共同住宅及び非特定用途に供する部分 450㎡ごとに1台

### ■荷さばき駐車施設

駐車場整備地区 商業地域 近隣商業地域	◎百貨店その他の店舗の用途に供する部分 3,000㎡ごとに1台
	◎事務所の用途に供する部分 5,000㎡ごとに1台
	◎倉庫の用途に供する部分 1,500㎡ごとに1台
	◎共同住宅の用途に供する部分 100戸ごとに1台
	◎上記以外の特定用途に供する部分 4,000㎡ごとに1台

### ■車椅子使用者用駐車施設

駐車場整備地区 商業地域 近隣商業地域	◎附置義務台数が200以下の場合 附置義務台数の2%（小数点以下切り上げ）
	◎附置義務台数が200を超える場合 附置義務台数の1%（小数点以下切り上げ）+2

- ◆建築物の用途や面積等によって、附置台数が軽減される場合があります。
  - （1）延べ床面積が6,000㎡未満の建築物は、附置台数が軽減されます。
  - （2）延べ床面積が10,000㎡を超える事務所は、附置台数が軽減されます。
  - （3）戸数が400戸を超える共同住宅は、荷さばきの附置台数が軽減されます。
- ◆駐車施設の附置台数の計算に当たっては、P8「附置義務条例の駐車施設の規模計算」をご活用ください。（ホームページ内にエクセル計算シートがあります）

## 5. 増築又は用途変更の場合の算定方法（条例第6条）

- ◆増築又は用途変更を行った後の建築物と、増築又は用途変更を行う前の建築物を新築したものと見なしてそれぞれ算出した台数の差が附置する台数になります。

附置する台数	＝	増築又は用途変更後の建築物を新築したものと見なして算出した台数	－	増築又は用途変更前の建築物を新築したものと見なして算出した台数
--------	---	---------------------------------	---	---------------------------------

- ◆増築又は用途変更を行う際、既に整備されている台数が、増築又は用途変更前の建築物を新築したものと見なして算出した台数を超えている場合については、超えている台数分を差し引いた台数が実際に附置する台数となります。

（例）

<div style="border: 1px solid black; background-color: #FFD700; padding: 2px;"> <p><b>【増築又は用途変更前】</b>            附置基準台数 10台            整備台数 15台</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; background-color: #ADD8E6; padding: 2px;"> <p><b>【増築又は用途変更後】</b>            附置基準台数 15台            整備台数 15台</p> </div>	<p>⇒ 増築又は用途変更前の附置基準台数に対する整備台数の余剰分5台を増築又は用途変更後の追加台数とみなすことができる。</p> <p style="font-size: small;">余剰台数5台分を変更後の追加台数に割当てることができます。</p>
--	--	--

## 6. 駐車施設の規模（条例第8条）

### ■附置すべき駐車施設の駐車ますの大きさ及び台数

<p>◎小型自動車として          大きさ：幅 2.3m×奥行 5m以上          台数：附置すべき駐車台数の 70%</p> <p>◎普通自動車として          大きさ：幅 2.5m×奥行 6m以上          台数：附置すべき駐車台数の 30%          （小数点以下切り上げ）</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>○車椅子利用者用駐車施設として            大きさ：幅 3.5m×奥行 6m×高さ 2.3m 以上            台数：条例で算出した台数以上</p> <p>○荷さばき駐車施設として            大きさ：幅 3m×奥行 7.7m×高さ 3.2m 以上            台数：条例で算出した台数以上</p> <p>※共同住宅においては、台数の 40%（小数点以下切り下げ）を幅 2.5m×奥行 6m 以上とすることができる。</p> </div> <p style="font-size: small;">（内数）</p>	<p style="text-align: center;">附置義務台数</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%; background-color: #FFD700; padding: 5px; text-align: center;"> <p style="font-size: 2em; color: white;">70%</p> <p style="font-size: small; color: white;">小型乗用車用 2.3m×5.0m</p> </div> <div style="width: 50%; background-color: #90EE90; padding: 5px; text-align: center;"> <p style="font-size: 3em; color: white;">30%</p> <p style="font-size: small; color: white;">普通乗用車用 2.5m×6.0m</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px; font-size: x-small;">             車椅子利用者用駐車施設 3.5m×6.0m×2.3m           </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px; font-size: x-small;">             荷さばき駐車施設 3.0m×7.7m×3.2m           </div> </div> </div> </div> <p>※車椅子利用者用駐車施設の台数および荷さばき駐車施設の台数は、普通自動車の台数に含むことができます。</p>
--	---

- ◆駐車ますには白線引き等を行い明確にしてください。
- ◆駐車ますの幅の寸法についてはライン中心間寸法、奥行についてはライン端寸法、ライン幅（太さ）については 15 cm程度を標準とします。
- ◆車いす利用者用の駐車施設及び荷さばき用の駐車施設については、当該駐車ますであることを明示する位置表示を行ってください。（マークや文字等による明示、立札等による位置表示など）

## ■ 駐車施設の構造及び設備の基準

- ◆ 駐車施設の自動車の駐車のために供する部分の面積が **500 m<sup>2</sup>以上**であるものについては、次に掲げる基準を満たさなければなりません。（規則第 3 条）
  - (1) 車路の有効幅員は **5.5m以上**（一方通行の場合は **3.5m以上**）であること。ただし、有効幅員が確保できない場合であっても、警報装置等を設置し自動車が支障なく出入できる場合はこの限りでない。
  - (2) 自動車の出口付近の構造は、当該出口に面する道路の交通に支障を及ぼす恐れがなく当該道路を通行する者の存在を容易に確認できること。
  - (3) 建築物である駐車施設にあっては、駐車場法施行令第 12 条及び第 13 条に規定する基準を満たすものであること。
- ◆ 特殊の装置を用いる駐車施設については、当該特殊の装置について駐車場法施行令第 15 条の規定により国土交通大臣が認めたものとします。（規則第 4 条）
  - (例) 機械式立体駐車場（エレベータ方式）など
- ◆ 駐車ますの設置については、P10「駐車ます設置参考図」を参考としてください。

## 7. 隔地駐車施設の特例（条例第 10 条）

- ◆ 建築物の構造、敷地の状態から敷地内に駐車施設を設けることが物理的にできないなど、市長がやむを得ないと認める場合、建築物の敷地から歩行距離にして概ね 200m以内に駐車施設を設けることができ、当該建築物の敷地内に附置したものと見なすことができます。（市長がやむを得ないと認める場合 については、条例規則第 7 条を参照）この特例の申請に係る提出書類については、P5「11. 提出書類」(4) を参照してください。

## 8. 公共交通の利用促進に係る特例（条例第 10 条の 2）

- ◆ 建築物の利用者に対し公共交通機関の利用促進に資する措置を講じた場合は、附置台数（車椅子使用者用駐車施設を除く。）を減らすことができます。その場合、公共交通利用促進措置に関する計画を提出し、その承認を受ける必要があります。帯広市が認める公共交通利用促進措置に係る実施内容については、以下のとおりです。

公共交通利用促進措置 実施内容	緩和率
公共交通利用促進PR（パンフレット配布等）【必須】	—
従業員のマイカー通勤規制	10%
公共交通利用者への運賃補助、割引、特典付与（商品配送等）	10%
駅・バス停・フリンジ駐車場等からの送迎バス実施	10%
公共交通待合環境整備（全天候対応）	10%

- ◆ 公共交通利用促進措置を複数実施する場合は、上限を 30%として、それぞれの措置に応じた緩和率を加算することができます。
- ◆ その他駐車需要の低減に資する取組により、減少台数の根拠が明確に示される場合に限り、上限を定めず台数の緩和を認める規定を設けています。
- ◆ 当措置の承認を受けた場合、1 年毎に定期報告を行う必要があります。
- ◆ 承認を受けた公共交通利用促進措置の全部又は一部を取りやめるときは、あらかじめ市長にその旨を届け出る必要があります。
- ◆ 当措置に係る提出書類については、P5「11. 提出書類」(5)～(8) を参照してください。

## 9. 既存の駐車施設の振替・緩和（条例第12条の2）

---

- ◆ 駐車施設の利用状況に応じて、乗用車用の駐車施設を荷さばき用や自動二輪車用、自転車用の駐車施設に振り替えることができます。また、利用者の自動車利用の変化に伴い駐車施設の需要が低下している場合、附置義務台数を緩和することができます。振替の適用を受ける場合は、届出書、緩和の適用を受ける場合は、申請書を提出する必要があります。尚、提出書類については、P5「11. 提出書類」（9）又は（10）を参照してください。

## 10. 完了検査（規則第8条）

---

- ◆ 条例に基づく届出を行った駐車施設につきましては、当該駐車施設の設置完了後、当該駐車施設が条例及び規則の規定に適合しているか、**完了検査**を実施します。
- ◆ 完了検査後は当該駐車施設が条例に基づく駐車施設であることを明示した**表示板**を設置していただきます。  
表示板のレイアウトについては、P11「駐車施設の表示について」をご覧ください。

## 11. 提出書類

---

- ◆ 附置義務条例に該当する建築物においては、当該建築物に附置する駐車施設の位置、規模、構造等を**確認申請の前**に届け出てください。また、届け出た事項を変更する場合も同様となります。（規則第5条）
- ◆ 届出の流れについては、P12「届出手続きの流れ」を参考にしてください。
- ◆ 届出に必要な書類は以下となります。（様式はホームページからダウンロードできます）
  - （1）理由書「様式第1号」
    - ・ 車椅子利用者用駐車施設や荷さばき駐車施設の附置が困難又は代替措置等により附置する場合に必要となります。
  - （2）駐車施設設置（変更）届出書「様式第2号」
    - ・ 届出書には、付近見取図、建築物の姿図、配置図、各階平面図、建築物の駐車場断面図を添付する。
    - ・ 条例第8条第3項に規定する特殊の装置を用いる駐車施設の場合は、国土交通大臣の認定書及び仕様を明示した図面等を添付する。
  - （3）駐車施設廃止届出書「様式第3号」
    - ・ 駐車施設を廃止したときは、**10日以内**に提出する。
  - （4）駐車施設設置（変更）特例承認申請書「様式第4号」
    - ・ 条例第10条の規定により隔地駐車施設を設ける場合に必要となり、上記（2）と同様の書類及び敷地の権利区分を証明する登記簿を添付する。
    - ・ 隔地駐車場として賃借駐車場を利用する場合は、当該建築物の駐車施設として使用することを証明する書類（駐車場賃借契約書など）を添付する。
  - （5）公共交通利用促進措置計画承認（変更）申請書「様式第6号」
    - ・ 建築物の利用者に対し公共交通機関の利用促進に資する措置を講じる場合に提出する。

- (6) 公共交通利用促進措置に関する計画書「様式第7号」
  - ・上記(5)と併せて提出し、当措置の実施内容の詳細を示す資料を添付すること。
- (7) 公共交通利用促進措置廃止届出書「様式第9号」
  - ・公共交通利用促進措置を廃止しようとする場合に提出する。
- (8) 公共交通利用促進措置実施状況報告書「様式第10号」
  - ・上記(5)及び(6)を提出し、承認を受けた場合、1年毎に定期報告を行う必要があり、実施内容を示す資料を添付すること。
- (9) 既存駐車施設緩和承認申請書「様式第11号」
  - ・既存駐車施設を緩和する場合に提出し、配置図、各階平面図、状況や利用を補足する資料を添付する。
- (10) 既存駐車施設振替届出書「様式第13号」
  - ・既存駐車施設を別の車種等に振り替える場合に提出し、配置図、各階平面図、状況や利用を補足する資料を添付する。
- (11) 駐車施設設置完了届出書「様式第14号」
  - ・駐車施設の設置完了後、速やかに提出する。

## 12. 駐車施設の管理及び立入検査等（条例第12、13条）

---

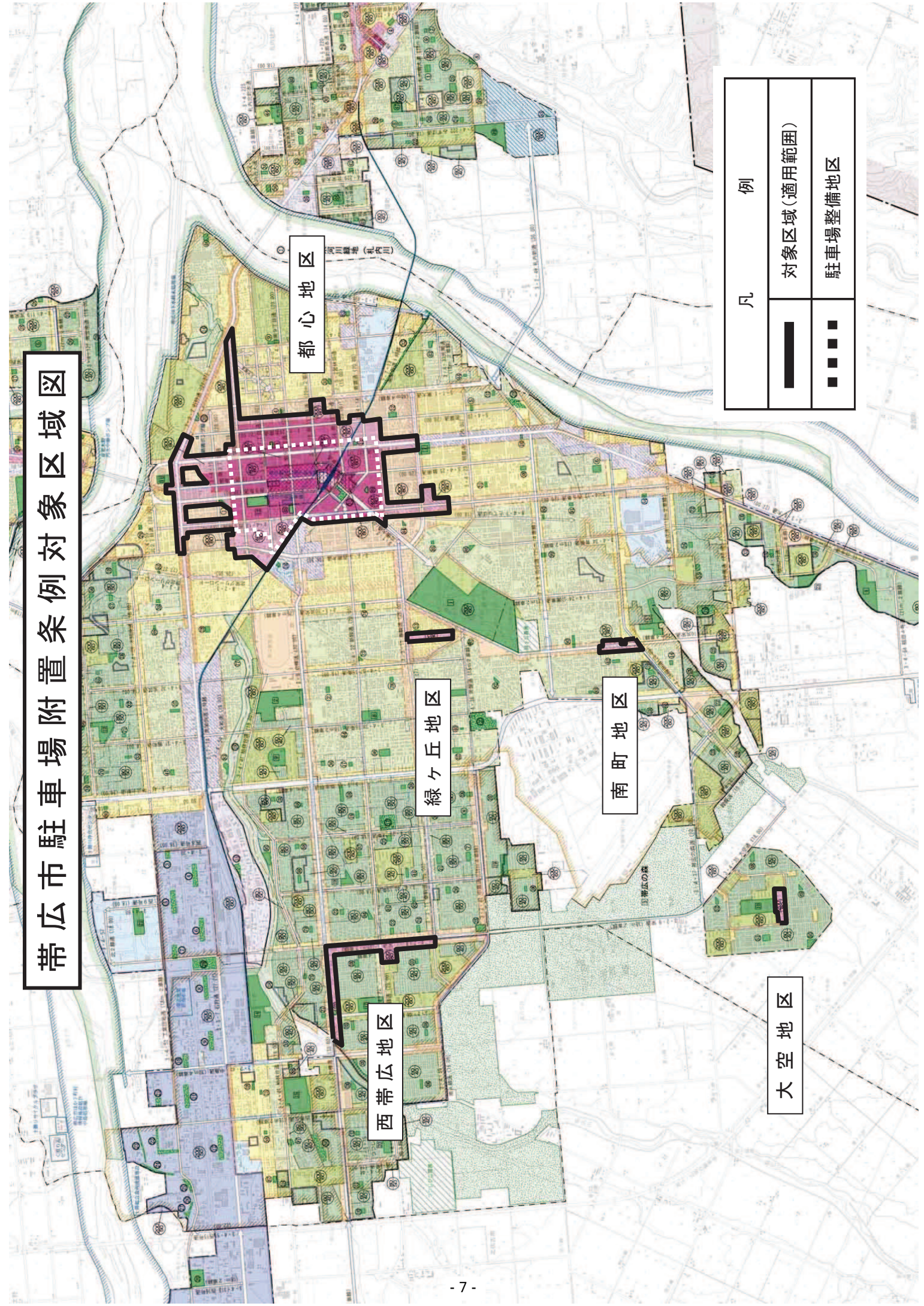
### ■ 駐車施設の管理

- ◆ 条例の規定により附置された駐車施設の**所有者**又は**管理者**は、当該駐車施設をその目的に適合するように管理していかなければなりません。

### ■ 駐車施設の立入検査

- ◆ 条例の規定により附置された駐車施設においては、条例第13条の規定に基づき定期的に**立入検査**を実施します。  
立入検査の実施の際は事前に連絡いたしますので、ご理解ご協力をお願いします。
- ◆ 立入検査において、条例第4条から第6条まで、第8条又は第12条の規定違反が判明した場合は、当該違反を是正するために必要な**措置命令**を行います。（条例第14条）
- ◆ 上記措置命令に従わない場合は**50万円以下の罰金**に処されます。（条例第15条）

# 帯広市駐車場附置条例対象区域図



都心地区

緑ヶ丘地区

南町地区

西帯広地区

大空地区

凡 例	
——	対象区域(適用範囲)
■■■	駐車場整備地区

# 附置義務条例の駐車施設の規模計算

(駐車場整備地区、商業地域又は近隣商業地域)

## <附置義務条例の判定>

1 それぞれの用途に供する部分の延床面積及び戸数を入力してください。 (水色セルのみ入力)

※駐車施設の用途に供する部分を除く

※共用部分には、2以上の用途を有する建築物でいずれの用途にも供される部分の面積を入力

	特定用途						非特定用途の面積	共用部分の面積	延床面積(A)
	共同住宅以外の特定用途の面積				共同住宅				
	店舗	事務所	倉庫	その他	面積	戸数			
延床面積									
共用案分									
合計									

2 附置義務条例の対象かどうか

$$\begin{aligned} \text{判定面積(B)} &= \text{特定用途(共同住宅除く)} + \text{共同住宅及び非特定用途} \times (1/2) \\ &= \quad \quad \quad + \quad \quad \quad \times (1/2) \\ &= \end{aligned}$$

条件 … 判定面積(B)が1,000㎡を超える 結果 ⇒

3 荷さばき駐車場附置の対象かどうか

① 共同住宅以外

条件 … 特定用途の延べ床面積が2,000㎡を超える 結果 ⇒

② 共同住宅

条件 … 延床面積が2,000㎡を超え、かつ50戸以上 結果 ⇒

## <大規模な事務所及び共同住宅の特例>

4 事務所の床面積が10,000㎡を超える場合、以下の通り低減した面積で附置義務台数を算定する

事務所の床面積	床面積 × 低減率	低減後の床面積
10,000㎡以下の部分	㎡ × 1.0 =	
10,000㎡を超え50,000㎡までの部分	㎡ × 0.7 =	
50,000㎡を超え100,000㎡までの部分	㎡ × 0.6 =	
100,000㎡を超える部分	㎡ × 0.5 =	
合計		

5 共同住宅の戸数が400戸を超える場合、以下の通り低減した戸数で荷さばき台数を算定する

共同住宅の戸数	戸数 × 低減率	低減後の戸数
400戸以下の部分	戸 × 1.0 =	
400戸を超え800戸までの部分	戸 × 0.5 =	
800戸を超える部分	戸 × 0.25 =	
合計		

**< 附置義務台数の算定 >**

6 附置義務駐車場の台数

	原単位	面積	台数	調整後	必要台数
店舗	150 (㎡/台)			A<6000の場合軽減	小数点以下切上げ
事務所	200 (㎡/台)				
特定用途(店舗,事務所,共同住宅除く)	200 (㎡/台)				
共同住宅及び非特定用途	450 (㎡/台)				
合計					

※ 延床面積(A)が6,000㎡未満の場合、台数が軽減されます。

$$\text{調整係数} = 1 - 1000 \times (6000 - A) / (6000 \times B - 1000 \times A)$$

=

**< 荷さばき台数の算定 >**

7 荷さばき駐車場の台数

	原単位	面積/戸数	台数	調整後	必要台数
店舗	3000 (㎡/台)			A<6000の場合軽減	小数点以下切上げ
事務所	5000 (㎡/台)				
倉庫	1500 (㎡/台)				
その他(上記と共同住宅以外)	4000 (㎡/台)				
共同住宅	100 (戸/台)				
合計					

※ 延床面積(A)が6,000㎡未満の場合、台数が軽減されます。

$$\text{調整係数} = 1 - (6000 - A) / (2 \times A)$$

=

**< 車椅子駐車場台数の算定 >**

8 車椅子駐車場の台数

- ① 附置義務台数が200以下の場合、附置義務台数の2%(小数点以下切上げ)
- ② 附置義務台数が200超えの場合、附置義務台数の1%(小数点以下切上げ)+2

$$\text{車椅子駐車場台数} = \text{ } \times \text{ } (\%)$$

$$= \text{ } (\text{台})$$

**< 駐車台数および駐車マスの規模 >**

① 附置義務台数		台	
② 小型乗用車	(幅2.3m奥行5.0m)	台	※①-③
③ 普通乗用車	(幅2.5m奥行6.0m)	台 ( 台)	※①×0.3
④ 車椅子	(幅3.5m奥行6.0m高さ2.3m)	( 台)	※③の内数
⑤ 荷さばき(大)	(幅3.0m奥行7.7m高さ3.2m)	( 台)	※③の内数
⑥ 荷さばき(小)	(幅2.5m奥行6.0m)	( 台)	※③の内数

③普通乗用車駐車場について

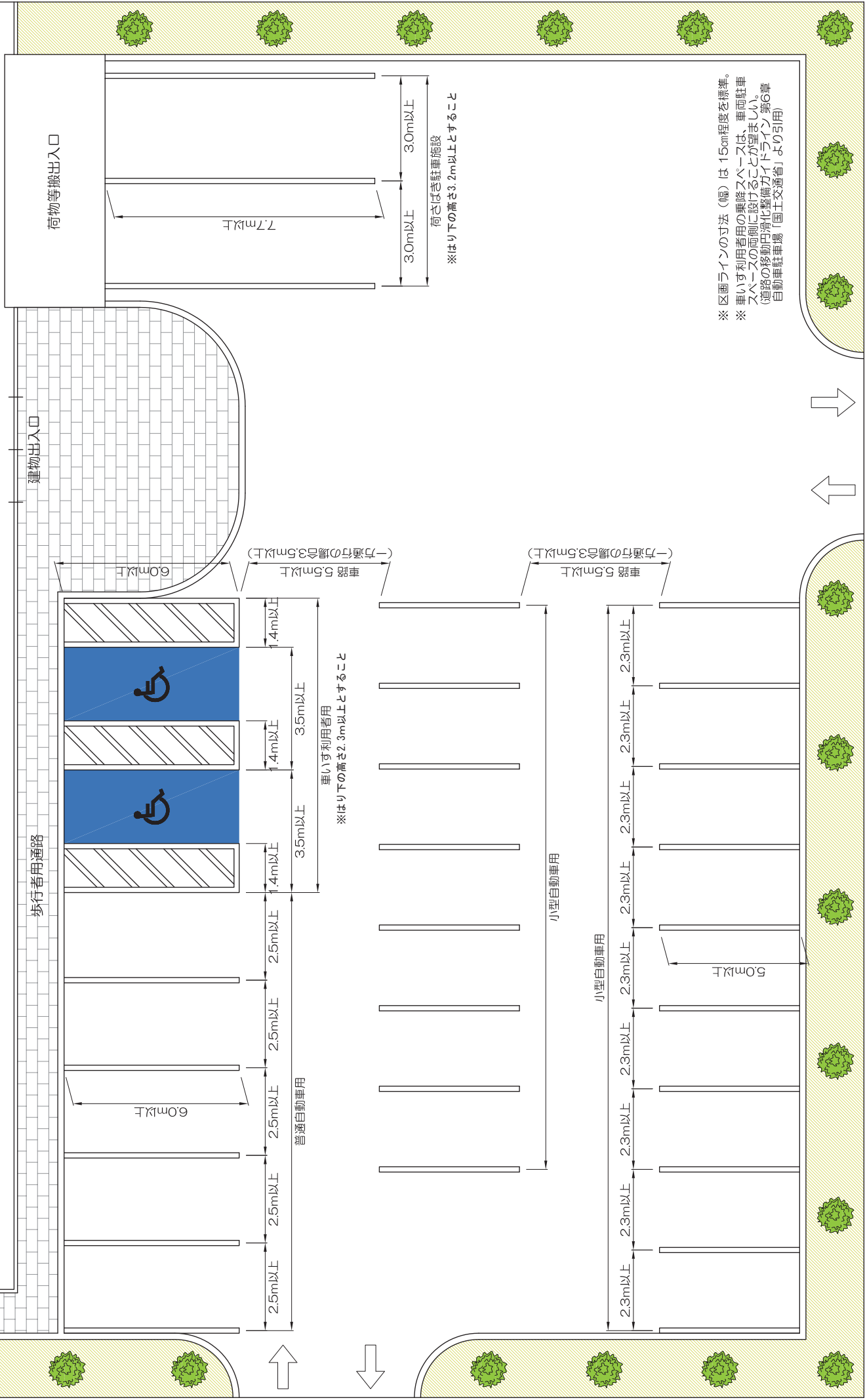
附置義務台数の30%(小数点切上げ)

⑥荷さばき駐車場(小)について

共同住宅に係る荷さばき駐車場台数の40%(小数点以下切捨て)

# 駐車ます設置参考図

建物



荷物等搬出入口

建物出入口

歩行者用通路

6.0m以上

車路 5.5m以上  
(一方通行の場合3.5m以上)

車路 5.5m以上  
(一方通行の場合3.5m以上)

6.0m以上

2.5m以上

2.5m以上

2.5m以上

2.5m以上

2.5m以上

2.5m以上

2.5m以上

2.5m以上

2.5m以上

2.5m以上

2.5m以上

2.5m以上

2.5m以上

2.5m以上

2.5m以上

2.5m以上

2.5m以上

2.5m以上

2.5m以上

2.5m以上

2.5m以上

2.5m以上

2.5m以上

2.5m以上

2.5m以上

2.5m以上

2.5m以上

2.5m以上

2.5m以上

2.5m以上

2.5m以上

2.5m以上

2.5m以上

2.5m以上

2.5m以上

2.5m以上

2.5m以上

2.5m以上

車いす利用者用  
※はり下の高さ2.3m以上とすること

荷ざばぎ駐車施設  
※はり下の高さ3.2m以上とすること

小型自動車用

小型自動車用

2.3m以上

2.3m以上

2.3m以上

2.3m以上

2.3m以上

2.3m以上

2.3m以上

2.3m以上

2.3m以上

2.3m以上

2.3m以上

2.3m以上

2.3m以上

2.3m以上

2.3m以上

2.3m以上

2.3m以上

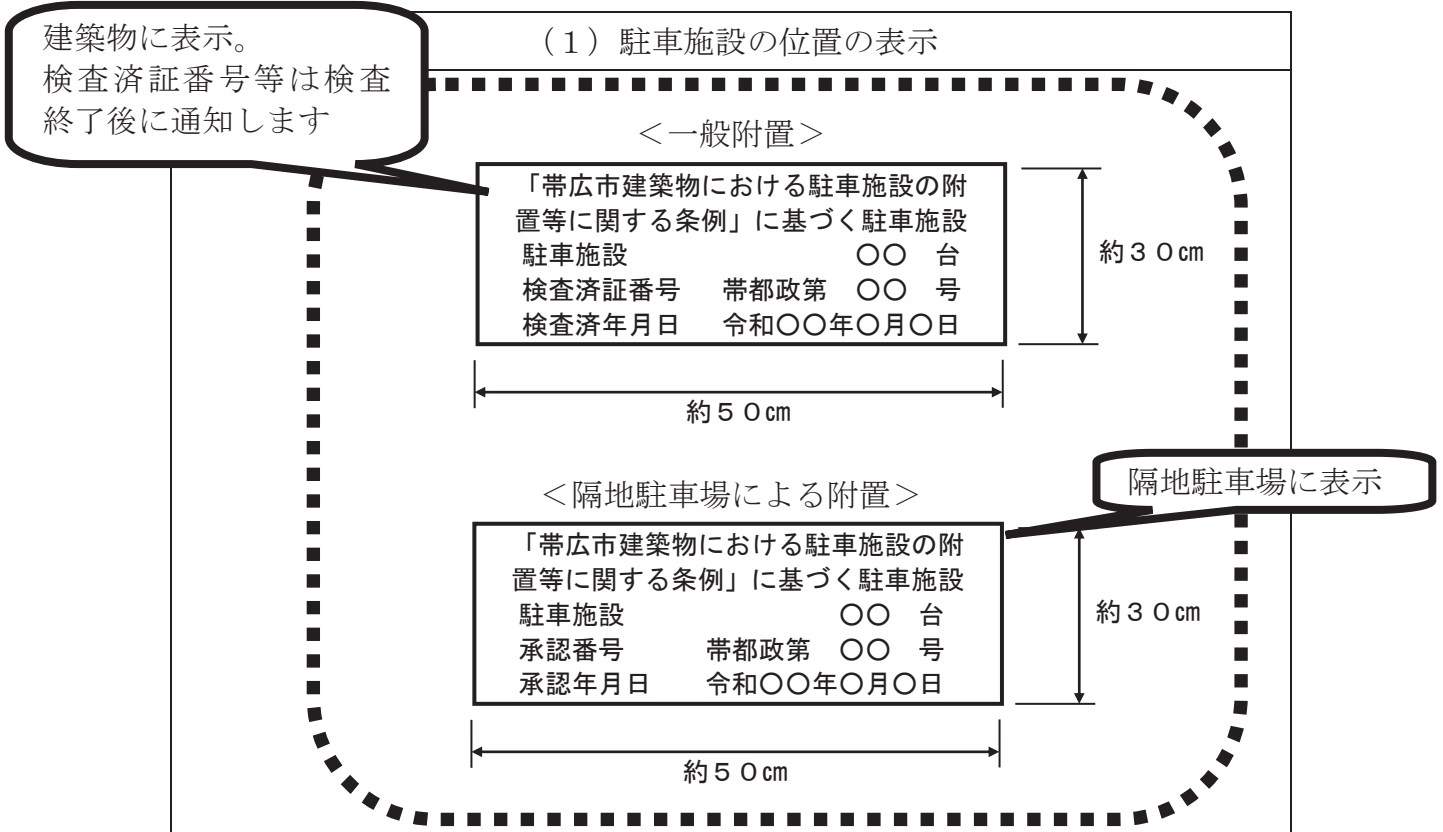
2.3m以上

2.3m以上

5.0m以上

※区画ラインの寸法(幅)は15cm程度を標準。  
※車いす利用者の乗降スペースは、車両駐車スペースの両側に設けることが望ましい。  
(道路の後動円滑化整備ガイドライン、第6章 自動車駐車場「国土交通省」より引用)

- ・ 帯広市建築物における駐車施設の附置等に関する条例により設置する駐車施設には、次の様に表示する。



注) 1. 表示板の基準は、上記の通りである。駐車場の意匠、景観上寸法等を変更する場合は別途協議する。

(2) 駐車マスの表示

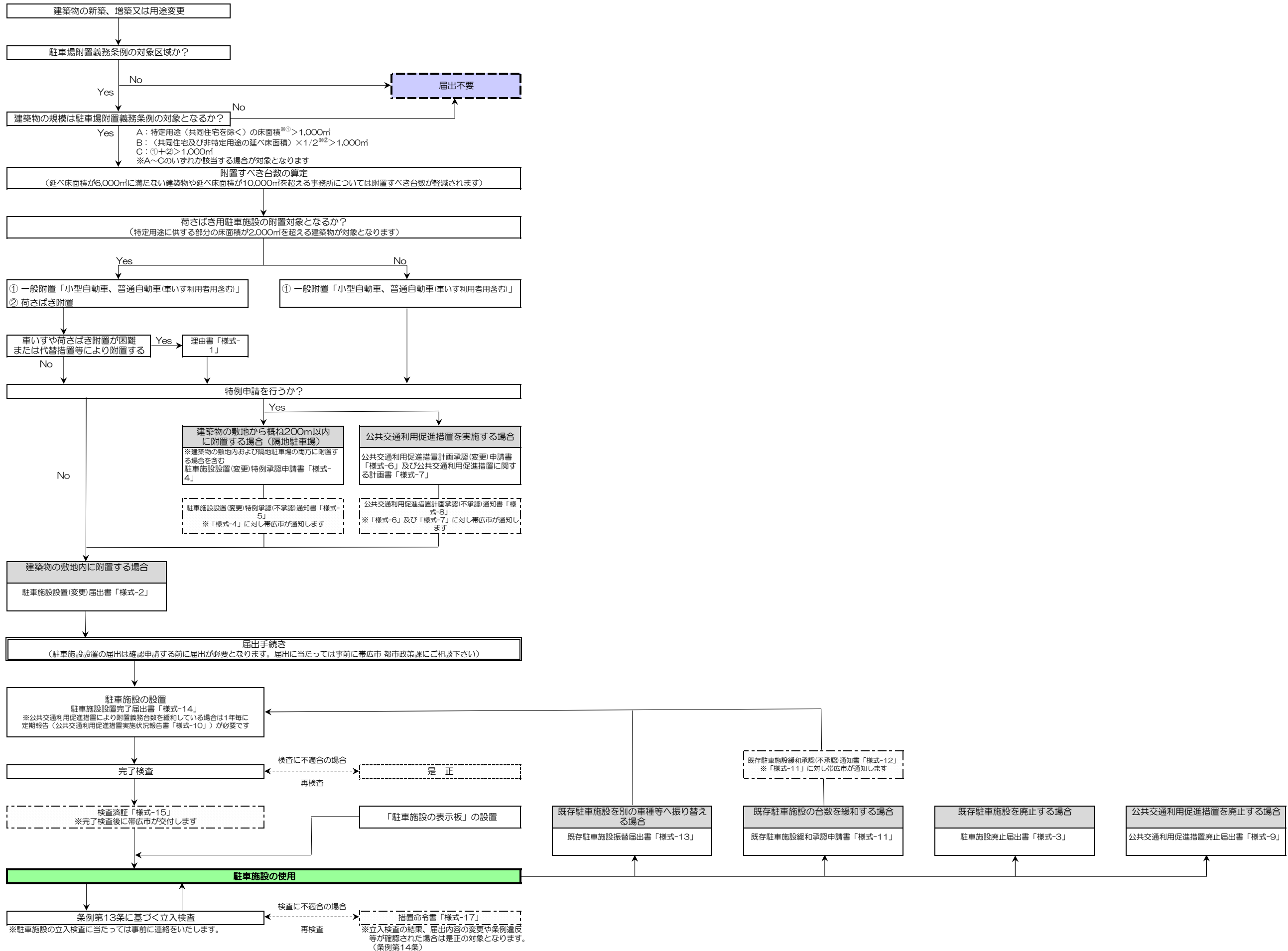
- 1) 駐車マスには、白線引き等を行い明確にする。
- 2) 車椅子利用者の駐車施設、荷さばき用の駐車施設の位置表示を行う。

(3) 駐車施設の意匠

- 1) 駐車施設については、周辺地域の景観にふさわしい意匠とするよう努めること。

◆届出・申請手続きの流れ

「帯広市建築物における駐車施設の附置等に関する条例」による駐車施設の届出・申請手続きの流れは、次のとおりです。



帯広市都市環境部都市建築室都市政策課

〒080-8670 帯広市西 5 条南 7 丁目 1 番地

電話：0155-65-4176 FAX：0155-23-0159

E-mail：[city\\_plan@city.obihiro.hokkaido.jp](mailto:city_plan@city.obihiro.hokkaido.jp)